

高齢者を中心としたデジタル活用支援業務委託仕様書

1. 委託業務名 高齢者を中心としたデジタル活用支援業務委託

2. 委託期間 契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで

3. 事業の目的

- (1) 高齢者を中心とするデジタルデバイドの解消
- (2) 誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル地域社会の実現

スマートフォン等が急速に普及し、様々な分野でデジタル化が進む中、町内の小中学生は、GIGAスクールでデジタルリテラシーの向上を図っている。

一方、高齢化率が高い本町において、地域社会のデジタル化を円滑に進めていくには、特に「インターネット利活用が少ない高齢者」を中心としたデジタルデバイス対策が不可欠である。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯へのデジタルデバイス対策を進めていくためには、様々な地域団体、学校などのサポートや、離れて暮らす家族の協力・サポートも不可欠である。

当事業では、本町にある公民館を拠点に活動しているグループを中心とする町民（高齢者を中心）を対象に、タブレットの一時貸し出しを行い、タブレットの使い方研修会を開催し、先ずは、苦手意識を解消し、興味や関心を持ってもらい、後には自らインターネットを利活用できるようにすることを目的とする。併せて、インターネット利活用サポート人材の育成も図り、来年度以降の持続的な支援にもつなげていく。

4. 委託業務の概要

- (1) インターネット利活用実態アンケート調査
アンケート調査の実施
- (2) タブレット等研修備品の購入
タブレット購入カスタマイズ、保管庫購入、インターネット通信環境整備
- (3) 研修会等の実施
研修会の開催、指導者養成講座の実施、講師派遣
- (4) 研修会参加者アンケート
研修会参加者アンケート調査の実施

5. 委託業務の詳細

- (1) インターネット利活用実態アンケート調査
デジタルデバイドの状況を把握するため、デジタル利活用の実態について65歳以上の高齢者を無作為に300人抽出し、アンケート調査を実施する。
 - ① アンケート調査項目・期間等の決定（町と協議）
 - ② アンケート調査票の作成・発送・集計・分析
 - ③ アンケート調査票は往復はがきを使用（町から300枚支給）
 - ④ 宛名ラベル300枚（印刷済みのラベルを町から支給）

(2) タブレット等研修備品の購入

① タブレットの購入

(ア) タブレット 10インチ以上 60台

機器仕様 (本体はLenovo Yoga Tab 11 (ZA8W0057JP) 同等以上とする)

CPU性能 Qualcomm Snapdragon 662プロセッサ 以上

メモリ 8GB 以上

ストレージ 256GB 以上

保証 1年保証以上

OS Android10

(イ) タブレット端末ケース 60個

(ウ) ウイルス対策ソフト 60セット

(エ) タブレット初期設定作業

② タブレット保管庫の購入

機器 サンワサプライ CAI-CAB57 3台

③ モバイルWi-Fiルーターの購入

(ア) モバイルWi-Fiルーター + SIMカード 6台 (各公民館に2台設置)

通信データ容量 : 50GB以上、1年間パックの利用とする。

④ タブレットのカスタマイズ (かんたんタブレット)

高齢者にも操作しやすいUI / UXを備えるためのランチャーやガジェット (ホームメニュー) の開発等を行う。

頻繁に利用する機能だけをホームメニューに設定するように対応すること。

ホームメニューに設定する内容は (ア) (イ) を想定している、設定する内容については町職員でも簡単に変更・追加等が出来るようマニュアルを作成すること。

また、タップ以外に、音声でアプリを起動できるように設定すること。

ホームメニューの著作権は、パブリックドメインとし、他の業者等でも利用可能な形とすること。

(ア) 家族や友人とのビデオ通話 (テレビ電話等)

簡単な操作で連絡したい人と直ぐにつながるように設定すること。

ビデオ通話のツールは指定しない。

(イ) その他のメニュー (アプリ)

下記などのメニュー (アプリ) を町との協議により設定する。

- ・ 家族や友人とのメッセージのやりとり
- ・ カメラの利用
- ・ 地図の検索
- ・ ニュースサイトへのリンク
- ・ 町のホームページへのリンク
- ・ 趣味や娯楽 (脳トレ・ゲームなど)

(3) 研修会等の実施

① 高齢者向け研修会

(ア) 対象及び定員

地区公民館を利用しているグループを中心とした高齢者を中心に実施。
各公民館あたり5グループ程度で、研修会参加者は5名～20名程度。

(イ) 研修会開催時期

地区公民館において令和4年1月～3月の期間に20回以上実施。

研修会1回あたり1～2時間程度とする。

1グループあたり研修会を2回開催し、1工程とする。

実施日については町と協議して決定する。

(ウ) 開催場所

身延地区公民館、下部地区公民館、中富地区公民館

※地区公民館のほか分館等で行う場合がある。

(エ) 研修会内容

- ・インターネット等についての基礎
- ・タブレットの基本的操作
- ・ホームメニューに設定したアプリの活用方法
- ・タブレット所有利活用に関する注意
- ・研修会の資料を作成
- ・その他必要事項（離れた家族等とのビデオ通話、町ホームページについて等）

(オ) 講師の要件

研修会内容に精通しており、かつ、高齢者等参加者に対して丁寧に説明できること。

講師の他、サポーターを最低1名付けること。

② 指導者養成講座の実施

各公民館の職員を主な対象者とし、令和4年度以降も継続して高齢者等のタブレット利用に関するサポートが行えるような人材を育成することを目的に1回2時間程度、計10回程度の講座を開催すること。

講座の資料を作成すること。

③ 研修会及び指導者養成講座後のサポート

研修会や指導者養成講座が終了した後も、高齢者グループ、指導者、町などからの問合せに対して電話、メール、訪問によるサポートを必要に応じて行うこと。

(4) 研修会参加者アンケート

研修会に参加者全員に対してアンケート調査を実施し、回答結果を整理・集計してデジタルデバインド対策の効果を分析する。

① アンケート調査項目内容の決定（町と協議）

② アンケート調査票の作成・配付・回収・集計・分析

6. 実施報告書の提出

研修会および指導者養成講座の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

- (1)実施内容をまとめた実績報告書 4部（A4サイズ、簡易製本）
- (2)企画、運営等に関係するデータ一式（研修会資料、配布資料、記録写真などを含む。）を格納したCD-RまたはDVD-R 2部
- (3)タブレットホームメニューの開発に関する仕様書、ソースコード一式

7. 委託業務に係る留意事項

- (1)本業務委託で作成された成果物に関する全ての所有権は町に帰属すること。
- (2)この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (3)受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

8. その他

委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。